

○建設工事契約事務取扱要領

No	項目	処理方法	根拠等
1	発注予定表の作成	<p>工事主管課は、契約業者管理システムにおいて発注見通しを入力し、あらかじめ契約課に報告しなければならない。</p> <p>また、発注見通しに変更が生じた場合、工事主管課は速やかに当該発注見通しを変更し、契約課に再度提出しなければならない。</p>	
2	発注予定表の公開	<p>契約課は工事主管課から報告された発注見通しを、速やかに窓口及び所沢市ホームページにおいて公開する。</p>	<p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第7条、同施行令第5条</p>
3	執行依頼	<p>工事主管課は、工事名、工事場所、工期、担当職員名、予算内訳、対象業者、建設リサイクル法の適用の有無、現場代理人の兼務の可否等を契約業者管理システムに入力及び附票を作成し、工事主管課長の決裁を受け、次の書類とともに契約課長に送付（以下「執行依頼」という。）する。</p> <p>(1) 指名業者名簿（指名競争入札及び随意契約の場合）</p> <p>(2) 参加条件設定理由書（一般競争入札の場合で、所沢市建設工事競争入札参加者の設定に関する要綱別表第1に基づく設定を行わない場合）</p> <p>(3) 指名選定理由書（指名競争入札及び随意契約の場合）</p>	

		<p>(4) 案内図</p> <p>(5) 設計書の写し</p> <p>(6) 調査基準価格算定表（設計金額が130万円を超える競争入札の場合）</p> <p>(7) 決裁済起工伺の写し</p> <p>次に掲げる事項については、所沢市工事請負業者等選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の審議にかけることとする。</p> <p>(1) 設計金額が500万円以上の建設工事（所沢市民間資金等活用事業選定委員会条例（平成29年条例第2号）の対象となるものを除く。）の指名競争に参加させる業者又は随意契約の相手方の選定に関すること。</p> <p>(2) 一般競争入札参加条件に関し、次に掲げる事項。</p> <p>ア 所沢市建設工事競争入札参加者の設定に関する要綱に基づく対象業者数に満たないこと。</p> <p>イ 対象業者の格付が、所沢市建設工事競争入札参加者の設定に関する要綱に基づく規格以外であること。</p>	
4	選定委員会の審議事項		所沢市工事請負業者等選定委員会規程第2条 所沢市建設工事競争入札参加者の設定に関する要綱第2条、第3条、第5条、第6条
5	執行方法の決定	<p>契約課は、工事主管課からの執行依頼内容を精査し、工事契約執行方法について決裁を受ける。</p> <p>なお、現場説明、入札日時は設計金額、工事内容を考慮し、決定することとし、入札の手段については、電子入札によることを原則とする。</p> <p>入札日程の決定後、工事主管課へ日程の連絡を行う。</p> <p>入札執行伺における決裁区分は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設計金額500万円未満の工事……………契約課長</p> <p>(2) 設計金額500万円以上1000万円未満の工事……………総務部次長</p>	所沢市事務決裁規程

	<p>(3) 設計金額1000万円以上3000万円未満 の工事……………総務部長</p> <p>(4) 設計金額3000万円以上5000万円以下 の工事……………副市長</p> <p>(5) 設計金額5000万円を超える工事……………市長</p> <p>6 電子入札の流れ</p> <p>電子入札については、所沢市電子入札運用基準に定め るもののほか、各担当の事務処理については、以下のと おりとする。</p> <p>(1) 契約課は、工事主管課が入力した入札案件情報 をもとに、契約業者管理システムからCSVファイル を作成し、埼玉県電子入札共同システム内「連携デー タアップロード」において同ファイルをアップロード することで、埼玉県電子入札共同システム内の案件管 理システム（以下「案件管理システム」という。）に 当該登録内容を取り込むものとする。</p> <p>(2) 工事主管課は、既に依頼送付している工事にお ける公開用の設計図書を、連絡用サーバを經由し、又 は、CD-R等の媒体に保存し、入札日程の連絡を受 けてから2日以内に契約課に提出する。</p> <p>(3) 契約課は、埼玉県電子入札共同システム内の入 札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」 という。）に公開用の設計図書等を取り込む。</p> <p>(4) 契約課は、埼玉県電子入札共同システム内の電 子入札システム（以下「電子入札システム」とい う。）に案件管理システムで入力した内容を取り込 み、調達案件概要（入札開始日時、入札締切日時、内 訳書確認日時等の詳細内容）を入力する。</p> <p>(5) 一般競争入札の場合、契約課は、公告日におい て発注情報及び設計図書等を入札情報公開システムに より公開する。</p>	<p>所契規第8条 の5、所沢市 電子入札運用 基準</p>
--	--	--

		<p>(6) 指名競争入札の場合、契約課は、電子入札システムにより選定業者へ指名通知を行い、同時に、入札情報公開システムにおいて発注情報及び設計図書等の掲載を行う。</p> <p>(7) 契約課は、入札書提出の締切り日時が到来したら、電子入札システムにより締切りの処理を行う。</p> <p>(8) 契約課は、開札日当日、電子入札システムの調達案件概要で既に指定した時間に、入札参加業者から提出された積算内訳書を印刷する。</p> <p>(9) 契約課は、工事主管課立会いのもと、電子入札システムにより開札を行い、落札業者へ落札通知を行う。なお、事後審査型一般競争入札（以下「ダイレクト型」という。）の時は、一旦電子入札システムにより保留通知を行い、資格審査後に落札通知を行う。所沢市建設工事一般競争入札運用基準第13条</p> <p>所沢市建設工事総合評価方式による入札の場合においても、一旦電子入札システムにより保留通知を行い、資格審査及び総合評価点の決定後に落札通知を行う。ただし、所沢市建設工事総合評価員へ落札者決定の意見聴取を行う場合には、その意見聴取後に落札通知を行うものとする。</p> <p>(10) 落札決定後は、入札結果を入札情報公開システムにより公開する。所沢市建設工事総合評価方式執行要領第4条</p>	
7	一般競争入札の取扱い方法	<p>設計金額500万円以上の工事については、原則として一般競争入札により契約を締結するものとする。なお、一般競争入札の取扱い方法については、所沢市建設工事一般競争入札運用基準に定めるもののほか、次のとおりとする。</p>	<p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第8条</p> <p>所沢市建設工事競争入札参加者の設定に関する要綱第2条、第3</p>

<p>(1) 契約課は、工事主管課より送付された執行依頼等の内容について精査し、財務会計システム等により予算の根拠及び財源を確認する。</p>	<p>条、第4条</p>
<p>また、所沢市建設工事競争入札参加者の設定に関する要綱に基づいた設定となっているかどうか確認する。この要綱に基づいた設定でない場合については、工事主管課に確認し、必要に応じて所沢市工事請負業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審議に諮るものとする。</p>	<p>所沢市工事請負業者等選定委員会規程第2条第4項</p>
<p>（添付書類…一般競争入札参加対象者名簿、参加条件設定理由書、設計書の写し、案内図）</p>	
<p>(2) 契約課は、工事主管課からの執行依頼内容を精査し工事契約執行方法について決裁を受ける。</p>	
<p>告示日、入札参加申込期限、入札日時等は、当該工事の設計金額や工事内容を考慮し決定する。</p>	
<p>入札日程の決定後、工事主管課へ日程の連絡を行う。</p>	
<p>（添付書類…所沢市建設工事一般競争入札・事務執行の流れ、告示の写し、一般競争入札参加対象者名簿又は対象業者一覧表、関係部通知書、工事主管課からの依頼送付書類一式）</p>	
<p>(3) 公告は、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前には所沢市公告式条例第2条第2項に規定する掲示場、及び所沢市のホームページに掲載することにより行うものとする。公告にあたっては、入札日時、設計金額、工事名等誤りのないよう留意する。</p>	<p>所沢市契約規則第2条、第3条</p>
<p>公告には、次に掲げる事項を掲載するものとする。</p>	<p>所沢市建設工</p>
<p>ア 一般競争入札に付す事項</p>	<p>事一般競争入</p>
<p>イ 入札手続き等の方法</p>	<p>札運用基準第</p>
<p>ウ 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関</p>	<p>5条</p>

	<p>する事項</p> <p>エ 設計図書等及び質疑回答に関する事項</p> <p>オ 入札執行の日時及び場所</p> <p>カ 落札者の決定方法</p> <p>キ その他必要な事項</p> <p>(4) 一般競争入札に参加を希望する者の、参加資格の有無を確認するため、一般競争入札参加申込書（様式第1号）及び入札参加資格確認書類を提出させるものとする。ただしダイレクト型の場合については、電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書の提出を求めるものとする。</p> <p>指名競争入札によることができる案件については、設計金額が500万円未満であることを原則とする。ただし、1件500万円以上の工事については、選定委員会の審議にかける。</p> <p>（添付書類…指名業者名簿、指名選定理由書、設計書の写し、案内図）</p> <p>なお、指名競争入札の取扱い方法については以下のとおりとする。</p> <p>(1) 契約課は、工事主管課より送付された執行依頼等の内容について精査し、財務会計システム等により予算の根拠及び財源を確認する。</p> <p>また、所沢市建設工事競争入札参加者の設定に関する要綱に基づいた選定となっているかどうか確認する。この要綱に基づいた選定でない場合については、必要に応じて工事主管課と調整を行う。</p> <p>(2) 契約課は、工事主管課からの執行依頼内容を精査し工事契約執行方法について決裁を受ける。</p> <p>指名通知、入札日時等は、当該工事の設計金額や工事内容を考慮し決定する。</p>	<p>所沢市建設工事一般競争入札運用基準（様式第1号）</p> <p>建設業法施行令第6条</p> <p>所沢市建設工事競争入札参加者の設定に関する要綱第5条、第6条</p>
<p>8 指名競争入札の取扱い方法</p>		

		<p>(添付書類…指名業者名簿、指名選定理由書、所沢市建設工事指名競争入札・事務執行の流れ、関係部通知書、指名通知書、電子入札執行に関する事項等、工事主管課からの依頼送付書類一式)</p> <p>入札の通知は、市長が行い、記載にあたっては特に入札日時、設計金額、工事名、現場代理人の兼務の可否等誤りのないよう留意する。</p>	
9	随意契約の取り扱い方法	<p>随意契約の取り扱い方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 随意契約によろうとするときは、2者以上の者から見積書を徴し、契約の相手方を選定する。ただし、その契約の性質又は目的により、その必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(2) 2者以上の者から見積書を徴し、各者が辞退し1者のみが残った場合、又は、工事の緊急性等その他の理由により必要がある場合は、最低金額を示した業者と協議することができる。なお、協議が成立したときは、その旨を見積記録表に記載する。</p> <p>(3) 見積合わせの結果は、見積記録表に記載する。</p>	地自令167条の2、所契規第11条、第11条の2、第12条
10	現場説明会	<p>現場説明会は原則省略方式とするが、開催する必要がある場合については、契約課及び工事主管課が行い、その順序は次のとおりとする。</p> <p>(1) 業者の出欠をとり、設計図書を配布する。</p> <p>(2) 工事名を読みあげ、現場説明を行う旨、宣する。</p> <p>(3) 入札日時及び場所を読みあげ、通知文書の確認を行い、代理人が入札に参加する場合の委任状に関すること及び入札の方法等を説明する。</p> <p>(4) 入札保証金を納付させる場合は、その旨を告げ、入札当日出納室に納めた納付書兼保管書を入札会場に持参するよう説明する。</p>	

	<p>11 入札保証金</p>	<p>(5) 前金払、中間前金払、部分払等の入札契約条件等及び工事内容について説明する。</p> <p>入札保証金の取扱い事務は契約課が行い、その方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 入札保証金は、見積金額の100分の5以上とする。ただし、入札保証金に代用させる場合の担保は次のとおりとする。</p> <p>ア 国債又は地方債の証券</p> <p>イ 鉄道債券その他の政府の保証のある債券</p> <p>ウ 銀行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫の発行する債券</p> <p>エ 銀行が振出し又は支払保証をした小切手</p> <p>オ 銀行が引受け又は保証若しくは裏書きをした手形</p> <p>カ 銀行に対する定期預金債権</p> <p>(2) 入札保証金は次のいずれかに該当するものに対しては免除することができる。</p> <p>ア 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。この場合は、当該入札保証保険契約に係る保険証券を市に提出しなければならない。</p> <p>イ 一般競争入札に参加しようとする者が過去2箇年の年間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>ウ 指名競争入札に参加しようとする者が落札後契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p>	<p>地自令167条の7第1項、第2項、所契規4条第1項、第3項</p> <p>地自令第167条の13、所契規第10条</p> <p>所契規第5条</p>
--	-----------------	---	---

		<p>エ その他市長が特別な理由があると認めるとき。</p> <p>(3) 入札保証金は、納付書兼保管書により、入札時までに出納室へ納付するものとし、この場合あらかじめ、入札保証金の授受について入札執行通知書により市長名をもって会計管理者に通知しておくものとする。</p> <p>(4) 入札保証金は開札後落札者が決定した後、還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金の全部又は一部として充当する。</p>	
12	<p>予定価格の決定</p>	<p>予定価格は所沢市事務決裁規程に基づき作成し、予定価格書に金額を記入押印し、予定価格書用の封筒に入れ、封印する。</p> <p>作成区分は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設計金額500万円未満の工事……………契約課長</p> <p>(2) 設計金額1000万円未満の工事……………総務部次長</p> <p>(3) 設計金額3000万円未満の工事……………総務部長</p> <p>(4) 設計金額5000万円以下の工事……………副市長</p> <p>(5) 設計金額5000万円を超える工事……………市長</p>	<p>所契規第6条、第7条、第10条</p> <p>所沢市事務決裁規程別表第3（第4条関係）</p>
13	<p>一般競争入札の執行</p>	<p>入札は市長（市長があらかじめ指名したものがあるときはその者）が、執行する。原則として電子入札システムによる開札とし、工事主管課の立会いを求めるものとする。</p> <p>1. ダイレクト型による開札の場合は、次のとおり執行する。</p> <p>(1) 予定価格の制限の範囲内で、有効な入札のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。</p> <p>(2) 落札候補者決定後は当該落札候補者に対して、速やかに所沢市建設工事一般競争入札運用基準様式第2号により電子メール、ファクシミリ又は電話によっ</p>	<p>地自法234条第3項</p>

て落札候補者となった旨を連絡する。

(3) 参加資格の有無を確認するため、落札候補者は前項の連絡を受けた日の翌日から起算して原則として2日以内（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。以下、「休日等」という。）に一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第3号。以下「確認申請書」という。）に資格確認書類を添えて、電子メール、ファイル転送サービス又は持参により提出しなければならない。

(4) 前項の確認申請書及び資格確認書類により落札候補者について入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を満たしているときは、その者を落札者として決定し電子入札システムにより通知する。また候補者が入札参加資格を満たしていないときは、次順位者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者が決定するまで同様の入札参加資格の確認を行う。

(5) 落札候補者が(3)の規定による確認申請書及び資格確認書類を提出期限内に提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(6) 調査基準価格を定めている場合において、落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であるときに、あわせて所沢市建設工事低入札価格取扱要綱に基づき、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについての調査を、契約課から工事主管課に依頼をし、工事主管課において調査を行う。工事主管課は、調査の結果を契約課に報告し、契約の内容に適合した履行がされると契約課が判断する場合には、落札者として決定する。

所沢市建設工
事一般競争入
札運用基準第
13条

所契規第8条
の3
所契規第8条
の2第1号、
第10条

所沢市建設工
事低入札価格
取扱要綱第4
条、第5条

(7) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適合通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(8) 入札参加資格の審査は(3)に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日以内（休日等を除く。）に行う。ただし、入札参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでないものとする。

2. 総合評価方式（自己採点型）採用による開札の場合は、次の通り執行する。

(1) 予定価格の制限の範囲内で有効な入札のうち、総合評価値が最も高い者を落札候補者とする。

(2) 落札候補者決定後は当該落札候補者に対して、速やかに所沢市建設工事一般競争入札運用基準様式第2号により電子メール、ファクシミリ又は電話によって落札候補者となった旨を連絡する。

(3) 入札参加資格の有無と自己採点された技術評価点を確認するため、落札候補者は前項の連絡を受けた日の翌日から起算して原則として2日以内（休日等を除く。）に確認申請書、資格確認書類及び技術資料を電子メール、ファイル転送サービス又は持参により提出しなければならない。

(4) 前項の確認申請書及び資格確認書類により落札候補者について入札参加資格を満たしていることを確認し、かつ、技術資料により技術評価点の自己採点結果が正しいことを確認したならば、その者を落札者として決定し電子入札システムにより通知する。ただし、候補者が入札参加資格を満たしていないとき、又は、技術評価点に修正が発生し、順位に変動が生じる

	<p>場合は、次順位者を落札候補者として入札参加資格及び技術評価点の確認を行い、落札者が決定するまで同様の確認を行う。</p> <p>(5) 落札候補者が(3)の規定による確認申請書、資格確認書類及び技術資料を提出期限内に提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。</p> <p>(6) 調査基準価格を定めている場合において、落札候補者の入札価格が調査基準価格未満であるときには、あわせて所沢市建設工事低入札価格取扱要綱及び所沢市建設工事低入札価格取扱運用基準に基づき、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについての調査を、契約課から工事主管課に依頼をし、工事主管課において調査を行う。工事主管課は、調査の結果を契約課に報告し、契約の内容に適合した履行がされると契約課が判断する場合には、落札者として決定する。</p> <p>(7) 落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適合通知書(様式第4号)により通知するものとする。</p> <p>入札参加資格の審査は(3)に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日以内(休日等を除く。)に行う。ただし、入札参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでないものとする。</p>
<p>14 指名競争入札の執行</p>	<p>入札は市長(市長があらかじめ指名したものがあるときはその者)が執行し、原則として電子入札システムによる開札とする。開札日当日は、工事主管課の立会いを求めるとし、次のとおり執行する。</p> <p>(1) 予定価格の制限の範囲内で、有効な入札のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とし、その旨</p>

<p>15 紙入札の執行</p>	<p>を電子入札システムにより通知する。</p> <p>(2) 調査基準価格を定めている場合において、有効な入札のうち最低の価格をもって入札した者の入札価格が調査基準価格未満であるときには、あわせて所沢市建設工事低入札価格取扱要綱に基づき、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについての調査を、契約課から工事主管課に依頼をし、工事主管課において調査を行う。工事主管課は、調査の結果を契約課に報告し、契約の内容に適合した履行がされると契約課が判断する場合には、落札者として決定する。</p> <p>電子入札システムによらない紙入札により執行する場合の方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 業者の出欠を確認する。</p> <p>(2) 図書類を貸出している場合については、図面仕様書等を返還させる。</p> <p>(3) 入札参加業者のうち、代表者本人が参加しない場合は、委任状を徴する。代表者本人が参加の場合は、名刺を提出させる。同席者がいる場合についても名刺を提出させる。</p> <p>(4) 入札保証金を納付した業者がいる場合、当該業者より出納室に納めた納付書兼保管書を徴する。</p> <p>(5) 工事名を読みあげ、入札を行う旨、宣する。</p> <p>(6) 入札書に所要事項を記入し、封入し、投函させ、別に入札金額見積内訳書を提出させる。</p> <p>(7) 開札し、開札結果を入札記録表に記載する。</p> <p>(8) 開札結果が予定価格に達しない場合は、最低金額を読みあげ、再度の入札を行う。</p> <p>(9) 落札のあった場合は、全部の業者名と入札金額を読みあげ、落札業者名及び落札金額を宣する。</p>
------------------	---

ア 再度の入札の結果、落札者のなかった場合は入札を打ち切り、随意契約の方法に移行するものとし、最低金額を示した業者と次位の金額を示した業者とで、見積合わせを行うものとする。

イ 見積もりの結果、予定価格に達しない場合は、これを不調とし、指名換え等を行うものとする。ただし、各者が辞退し1者のみが残った場合、又は、工事の緊急性等その他の理由により必要がある場合は、最低金額を示した業者と協議することができる。なお、協議が成立したときは、その旨を入札経過表に記載する。

地自令167条
の2第1項第
8号

ウ 入札保証金の納付書兼保管書は落札業者以外の者は返還する。落札業者の入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。

エ 入札書の入札金額の訂正は、これを認めない。

オ 落札者となるべき同価格の入札をした者が、2者以上あるときは、直ちにくじ引きにより落札者を決定する。

カ 入札者は、その提出した入札書の書替え、引換え又は、撤回することができない。

キ 次の場合の入札は、これを無効とする。

地自令167条
の9

- ① 入札資格のない者の入札
- ② 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- ③ 入札保証金を納付しない者又は納付した保証金の額が所定の額に達しない者の入札
- ④ 入札者の記名押印がない入札又は押印された印影が明らかでない入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 金額以外の記載事項を訂正した場合において、その訂正の押印のない入札

所沢市競争入
札参加者心得
第10条

		<p>⑦ 記載すべき事項の記入のない入札、又は記入した事項が明らかでない入札</p> <p>⑧ 明らかに連合によると認められる入札</p> <p>⑨ 同一入札について、他人の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者がした入札</p> <p>⑩ 同一の入札に対して2以上の意思表示をした入札</p> <p>⑪ その他入札に関する条件に違反した入札</p> <p>ク 入札の結果、全業者が辞退した場合、又は協議に入っても成立しなかった場合はこれを不調とし、指名換え等を行うものとする。</p>	
16	入札の中止	<p>入札参加者が1者以下の場合は、入札を中止するものとする。ただし、電子入札による場合に限り、当該入札を執行することができるものとする。</p>	所沢市電子入札運用基準7-4
17	契約保証	<p>契約保証等その他の事務については、契約課が行うものとする。</p>	
18	契約保証金	<p>契約保証金の取扱い事務は、契約課が行い、その方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、契約保証金に代用させる場合の担保は、次のとおり定めるものとする。</p> <p>ア 国債又は地方債の証券</p> <p>イ 鉄道債券その他の政府の保証のある債券</p> <p>ウ 銀行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫の発行する債券</p> <p>エ 銀行が振出し又は支払保証をした小切手</p> <p>オ 銀行が引受け又は保証若しくは裏書きをした手形</p> <p>カ 銀行に対する定期預金債権</p> <p>キ 銀行等又は保証事業会社の保証</p>	<p>建設工事請負契約における契約の保証の取扱い基準について</p> <p>地自令167条の16</p> <p>所契規第15条</p>

(2) 契約保証金は、次のいずれかに該当するものに対しては免除することができる。

ア 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。この場合は当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出させるものとする。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。この場合は、当該工事履行保証証券を市に提出させるものとする。

ウ 一般競争入札による契約を締結する場合において、契約の相手方が過去2箇年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事の請負の契約金額が500万円以上の場合、この限りでない。

エ 指名競争入札による契約又は随意契約による契約を締結する場合において、契約の相手方が契約締結後契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。ただし、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事の請負の契約金額が500万円以上の場合、この限りでない。

オ 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。

カ その他市長が特別な理由があると認めるとき。

(3) 契約保証金は、その債務履行後これを還付する手続きをとる。

	<p>結伺 後、契約締結伺を兼ねた支出負担行為伺書の決裁を受ける。（議会案件の場合を除く。）</p> <p>添付書類 契約書（案）又は仮契約書（案）（議会案件の場合）</p> <p>附票</p> <p>入札調書・入札経過表</p> <p>予定価格書（封筒も添付）</p> <p>入札書又は見積書</p> <p>電子入札システムによる帳票類</p> <p>委任状・名刺（紙入札の場合）</p> <p>契約保証金関係書類（仮契約締結伺を除く）</p> <p>契約締結通知書</p> <p>なお、議会案件については、議決後に、本契約成立通知書、議決謄本、契約保証金関係書類を添付し、本契約成立通知伺及び支出負担行為伺書の決裁を同時に受ける。</p>	
20	<p>契約書の作成 作成部数は2部、契約課（発注者）用、受注者用とし、次の順序とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） 建設工事請負契約書 （2） 所沢市工事請負契約約款 （3） 建設リサイクル法13条に基づく書面（該当の場合） （4） 環境配慮事項伝達書 （5） 業務委託等における障害を理由とする差別の解消に関する留意事項 （6） 現場説明書 （7） 質問回答書（該当の場合） （8） 仕様書・設計書 （9） 図面 	所契規第13条

21	仮契約書の作成及び本契約書	<p>議会の議決を要する契約については、議案提出の時点で契約の相手方やその内容も特定されていなければならぬことから、あらかじめ相手方と仮契約を締結し、議会の議決を経たのち、本契約成立通知書をもってこの仮契約を本契約とするとともに、その取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 標題は「建設工事請負仮契約書」とし、通常の契約書に次に掲げる事項を加える。</p> <p>ア 工期の始期については、「市議会の議決を得たのち発注者が指定する日から」とする。</p> <p>イ 次の文を記載する。「所沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、所沢市議会の議決があったときは本契約書とする。なお、この仮契約が議会で否決されたときは無効とし、発注者は一切の責任を負わない。」</p> <p>(2) 仮契約書の収入印紙は、印紙税法によるものとする。</p>	<p>所沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条</p>
22	契約の締結	<p>契約の締結は、落札の通知を受けた日から原則として7日以内とする。</p>	<p>所契規第8条の4、第10条</p>
23	建退共への加入	<p>1件あたりの請負金額が500万円以上の工事請負契約を締結した受注者に対しては、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼付した『建設業退職金共済証紙購入状況報告書』を契約締結後1か月以内に提出させるものとする。また、前述に該当する者が、請け負った工事が完成したときは、共済証紙貼付の実績を確認するため、『建設業退職金共済証紙貼付実績報告書』を契約課に提出させ、確認を受けなければならない。なお、当該</p>	<p>建設工事の入札参加及び施工における注意事項について</p>

		<p>報告書については、受注者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績を、それぞれのを提出することとする。</p>	
24	コリンズへの登録	<p>受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内（休日等を除く。）に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内（休日等を除く。）に、完成時は工事完成後10日以内（休日等を除く。）に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。</p> <p>登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。</p> <p>また、一般財団法人日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>	建設工事の入札参加及び施工における注意事項について
25	現場代理人等通知書等	<p>工事主管課長は、業者から提出された書類のうち、次に掲げる書類の写しを契約課に送付する。</p> <p>(1) 現場代理人等通知書（資格者証写し含む）</p> <p>(2) 経歴書</p> <p>(3) 現場代理人兼務届（現場代理人の兼務がある場合）</p>	建設工事請負契約約款第7条、第10条第1項
26	前払金	<p>前払金の取扱い事務は、契約課が行い、その方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 前払金を支払う場合の取扱い方法は、次のとお</p>	

		<p>りとする。</p> <p>ア 業者は契約書をもとに保証事業会社と前払金に関する保証契約を締結する。なお、保証期間は、契約書に記載してある工期と同様とするよう指導する。</p> <p>イ 業者から保証証書と同約款、前払金請求書を提出させる。</p> <p>ウ 契約課は、請求があった日から14日以内（休日等を除く。）に支払いできるように、所沢市事務決裁規程に基づき、支出命令書の決裁を受ける。</p> <p>(2) 前払金の支払いを受けた者が、次のいずれかに該当するときは、既に支払った前払金を返還させるものとする。</p> <p>ア 保証事業会社との間の保証契約が解約されたとき。</p> <p>イ 市との間の工事請負契約が解除されたとき。</p> <p>ウ 前払金を当該前払金に係る工事に必要な経費以外の経費の支払いに充てたとき。</p> <p>エ 請負代金額が著しく減額されたとき。</p> <p>27 中間前払金 中間前払金の取扱い事務は、契約課が行い、その方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 中間前払金を支払う場合の取扱い方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 業者に中間前金払に係る認定請求書、工事履行報告書及び工程表を提出させる。</p> <p>イ 契約課及び工事主管課は、請求内容が中間前金払を行うことができる要件を全て満たしているか否かを審査する。</p> <p>ウ 契約課は、原則7日以内（休日等を除く。）に、その認定の可否を決定し、中間前金払に係る認</p>	<p>地自令第163 条第1項第3 号、所沢市建 設工事前金払 取扱要綱、 建設工事請負 契約約款第35 条</p> <p>所沢市建設工 事前金払取扱 要綱</p>
--	--	---	--

	<p>定調書により結果を業者に通知する。</p> <p>エ 業者は認定調書をもとに保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結する。なお、保証期限は、契約書に記載してある工期と同様とするよう指導する。</p> <p>オ 業者から保証証書と同約款、中間前払金請求書を提出させる。</p> <p>カ 契約課は、請求があった日から14日（休日等を除く。）以内に支払いできるよう、所沢市事務決裁規程に基づき、支出命令書の決裁を受ける。</p> <p>(2) 中間前払金の支払を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、既に支払った中間前払金を返還させるものとする。</p> <p>ア 保証事業会社との間の保証契約が解約されたとき。</p> <p>イ 市との間の工事請負契約が解除されたとき。</p> <p>ウ 中間前払金を当該中間前払金に係る工事に必要な経費以外の経費の支払いに充てたとき。</p> <p>エ 請負代金額が著しく減額されたとき。</p>	
28	<p>設計変更</p> <p>設計変更の必要が生じた場合の取扱い方法は、次のとおりとする。なお、変更後の請負金額が1億5000万円以上となる場合、議会の議決を要するものとなる。</p> <p>(1) 工事主管課は、設計変更協議書の写しを契約課（所沢市建設工事設計変更事務取扱要綱第5条第1項第3号の場合にあっては、契約課及び財政課）に送付する。</p> <p>(2) 工事主管課は、設計変更図書及び契約変更理由書を作成する。契約業者管理システムに入力及び附票を作成し、設計変更についての決裁を受け、総務部長へ設計変更執行依頼をする。この際の決裁区分は、</p>	<p>所沢市建設工事設計変更事務取扱要綱</p>

<p>29 工期の 変更</p>	<p>増額変更については増額後の金額、減額変更については原設計金額に基づくものとする。</p> <p>(3) 契約課は設計変更執行依頼に基づき変更契約締結についての決裁を受ける。</p> <p>添付書類……………附票、契約変更理由書、設計書、協議書の写し</p> <p>なお、この際の決裁区分は増額変更については増額後の金額、減額変更については原設計金額に基づくものとする。</p> <p>(4) 変更契約書を作成し、契約を締結する。</p> <p>ア 作成部数は、原契約書と同様とする。</p> <p>イ 様式は、建設工事請負契約変更契約書によるものとし、変更事項のみを記載するものとする。</p> <p>ウ 収入印紙は変更金額（増減額）に基づくものとし、印紙税法の規定によるものとする。</p> <p>エ 添付書類は原契約と同様とする。ただし、建設工事請負契約約款の内容を変更しないときは、これを添付しないものとする。</p> <p>(5) 変更契約締結後、変更契約締結についての通知書を工事主管課長に送付する。</p> <p>工期の変更が生じた場合の取扱い方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 工事主管課長は、以下のものを添付し、契約課長に契約業者管理システムに入力し工期変更執行依頼をする。</p> <p>ア 市の都合により工期を延期するときは、工期変更理由書及びその他変更内容の分かる書類。</p> <p>イ 受注者の請求により工期を延期するときは、業者から提出された市長宛の工期延長申請書。</p> <p>(2) 契約課は工期変更執行依頼に基づき、変更契約</p>
----------------------	--

		<p>締結について決裁を受ける。</p> <p>添付書類……………工期変更執行依頼書（工期変更理由書又は工期延長申請書を含む。）</p> <p>(3) 変更契約書を作成し、契約を締結する。</p> <p>ア 作成部数は、原契約書と同様とする。</p> <p>イ 様式は建設工事請負契約変更契約書によるものとする。</p> <p>ウ 変更契約書の収入印紙は印紙税法の規定によるものとする。</p> <p>(4) 変更契約締結後、変更契約締結についての通知書を工事主管課長に送付する。</p> <p>部分払について、あらかじめ契約で定めた場合の取扱い方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 支払額は、工事について既成部分に対する代価の10分の9を超えることができない。ただし、市長が特別に認めた場合に限り、代価まで支払うことができる。</p> <p>(2) 業者から部分払の請求があった場合の取扱い方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 工事主管課は既成部分出来高調書を作成し、所沢市事務決裁規程に基づき決裁を受け、契約課長に送付する。</p> <p>イ 工事主管課長は、既成部分出来高調書により契約課長に工事検査請求書（既成部分）を提出する。</p> <p>ウ 契約課はこの請求に基づき、業者及び監督員等の立会いのうえ検査を行い、既成部分検査報告書を作成し、所沢市事務決裁規程に基づき報告した後、既成部分検査結果通知書を、工事主管課長に送付する。</p> <p>報告区分は次のとおりとする。</p>	<p>所沢市契約規則第23条、建設工事請負契約約款第38条</p>
--	--	---	-----------------------------------

		<p>(ア) 1件5000万円以下の工事……副市長</p> <p>(イ) 1件5000万円を超える工事……市長</p> <p>エ 契約課は、業者から請求書を提出させ、請求があった日から14日以内（休日等を除く。）に支払いできるように、支出命令書の決裁を受ける。</p> <p>債権譲渡の取扱い事務は契約課が行い、その方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 債権譲渡の申請・承諾等の取扱い方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 業者（譲渡人）が債権譲渡を申請する場合は、業者と債権譲渡先（譲受人）との連名による債権譲渡承諾依頼書、工事履行報告書、印鑑証明書（業者及び債権譲渡先）及び債権譲渡に関する保証人等の承諾書（債権譲渡につき保証人等の承諾が必要な場合）を契約課に提出しなければならない。</p> <p>イ 契約課は、債権譲渡の申請があった場合は速やかに対象工事の適否、工事請負代金債権の額等について確認するとともに、工事履行報告書による出来高の確認を工事主管課に依頼する。</p> <p>ウ 契約課は、債権譲渡を承諾した場合は債権譲渡承諾書に必要な事項を記載の上、業者に交付する。また、債権譲渡を承諾しない場合は、承諾しない旨及びその理由を業者に通知する。</p> <p>エ 契約課は、債権譲渡の依頼及び承諾の状況について債権譲渡整理簿により管理する。</p> <p>オ 業者は、債権譲渡先と債権譲渡契約を締結した場合は、債権譲渡通知書及び債権譲渡契約証書の写しを契約課に提出しなければならない。</p>	<p>所沢市工事検査規則第8条、同規則第11条</p> <p>建設工事請負契約約款第5条</p> <p>所沢市地域建設業経営強化融資制度事務取扱要綱</p>
31	債権譲渡		

<p>32 完成検査、引渡書、及び支払事務</p>	<p>カ 業者は、債権譲渡先と金銭消費貸借契約を締結し融資が実行された場合は、融資実行報告書を契約課に提出しなければならない。また、対象工事に関する資金の貸付けを受けるため保証事業会社より金融保証を受けた場合は、公共工事金融保証証書の写しを契約課に提出しなければならない。</p> <p>(2) 債権譲渡先の債権金額を支払う場合の取扱い方法は、次のとおりとする。</p> <p>ア 債権譲渡先は、対象工事の完成後、契約課技術管理室（500万円未満の場合は工事主管課）による検査に合格し、引渡しを行った後でなければ、工事請負代金債権を請求することができない。</p> <p>イ 債権譲渡先は、工事請負代金債権を請求する場合は、工事請負代金請求書、債権譲渡承諾書、印鑑証明書（業者及び債権譲渡先）を契約課に提出しなければならない。</p> <p>ウ 契約課は、請求があった日から40日以内（休日等を除く。）に支払いできるように、所沢市事務決裁規程に基づき、支出命令書の決裁を受ける。</p> <p>監督員は、業者から工事完成通知書を提出させ、検査・確認を行う。</p> <p>その取扱い方法は次のとおりとする。</p> <p>(1) 契約金額が500万円未満の工事の場合</p> <p>ア 検査員（工事主管課長）は、受注者から完成通知書を受けとったその日から14日以内に、完成検査を実施し、完成検査結果報告書を作成した後、所沢市事務決裁規程に基づき決裁を受ける。</p> <p>イ 工事主管課長は、完成検査結果通知書を契約課長に送付する。</p> <p>ウ 工事主管課は、業者から引渡書を提出させ決裁</p>	<p>地自法第234条の2第1項、地自令第167条の15、所契規第20条、所沢市工事検査規則、</p>
---------------------------	--	---

		<p>を受ける。</p> <p>エ 契約課は、業者から請求書を提出させ、これに完成検査結果通知書の写しを添付し、請求のあった日から40日以内に支払いできるよう、所沢市事務決裁規程に基づき支出命令書の決裁を受ける。</p> <p>(2) 契約金額が500万円以上の工事の場合</p> <p>ア 監督員は、完成を確認し、業者から工事完成通知書を提出させる。</p> <p>イ 工事主管課長は、工事検査請求書（完成）により、契約課長へ完成検査の申出をする。</p> <p>ウ 契約課は、業者及び監督員等立会いのうえ検査を行い、完成検査結果報告書を作成し所沢市事務決裁規程に基づき報告した後、契約課長名をもって工事主管課長宛に、市長名をもって受注者宛に、完成検査結果通知書を送付する。</p> <p>報告区分は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 1件5000万円以下の工事……副市長</p> <p>(イ) 1件5000万円を超える工事……市長</p> <p>エ 工事主管課は、業者から引渡書を提出させ決裁を受ける。</p> <p>オ 契約課は業者から請求書を提出させ、完成検査結果報告書写しを添付し、請求のあった日から40日以内に支払いできるよう、所沢市事務決裁規程に基づき支出命令書の決裁を受ける。</p>	<p>所沢市工事検査要領</p>
33	台帳の保管	<p>契約課は、工事契約台帳を備え整理しておかなければならない。</p>	
34	附則	<p>附則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この要領は、平成26年5月1日から施行する。</p>	

<p>この要領は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>この基準は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>この基準は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>この基準は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>この基準は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>この基準は、平成31年6月1日から施行する。</p> <p>この基準は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>この基準は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この基準は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>この基準は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>この基準は、令和5年9月1日から施行する。</p> <p>この基準は、令和7年4月1日から施行する。</p>
